

随意契約理由書

(件名) 中野管理本館ほか 監視制御装置及び遠方監視制御装置部品取替工事

本工事は、中野管理本館ほかには設置している監視制御装置及び遠方監視制御装置の部品を取替えるものである。

本工事の対象である監視制御装置及び遠方監視制御装置については、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、取替工事を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事が可能な者は、本設備を設計・製作したメタウォーター株式会社関西営業部一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、メタウォーター株式会社関西営業部と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により、比較見積りを省略する。